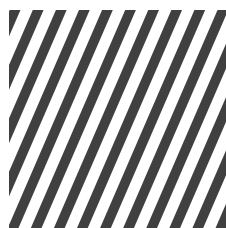


令和7年度(2025年度)版

お役立ち帳

茨木市企業支援制度集



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。



茨木市

(作成：産業環境部 商工労政課 企業支援係)

◆ 茨木市の企業支援係ではこんなことをしています。



「企業支援係」の活動、取組みは？

市内企業（事業所）の皆さまが、本市にどのような施策や情報を求められているのかをお尋ねし、市内企業の皆さまの今後の事業展開を積極的・継続的に支援しています。

- ① 支援制度の紹介
皆さまが活用できる支援制度を「お役立ち帳」を通じて紹介しています。
- ② 都市計画の情報提供
本市のビッグプロジェクトをはじめとした都市計画情報をお伝えしています。
- ③ 市内企業の広報活動
市民の皆さまに、より市内企業を知っていただくための取組みを行っています。
- ④ 総合窓口サービス（ワンストップサービス）
市内での事業継続に関する相談を円滑に進めるため、関係部署と調整します。

◆ 茨木市での立地には多くの魅力があります。

便利なロケーション

新名神高速道路、名神高速道路、大阪中央環状線など、国内各地につながる幹線が集中し、北大阪の交通・産業のかなめとして重要な位置にあり、大阪・京都・神戸へも一直線という絶好のロケーションです。

豊富な人材と充実した生活環境

人口は微増傾向にあり、今年4月現在で約28万6千人。人材を確保しやすい環境にあるだけでなく、豊富な自然、交通の便利さ、日常の暮らしなど居住環境も充実しています。

ビッグプロジェクトの進行

彩都東部地区の開発工事をはじめ、安威川ダムに隣接した「ダムパークいばきた」の開業、南目垣・東野々宮地区の区画整理事業「イコクルいばらき」など、さまざまなビッグプロジェクトが進行しています。

府下トップクラスの奨励金制度

自己の事業のために一定の不動産等を取得する事業者を対象とした奨励金制度は府下トップクラスです。ほかにも、市内で新たに事業を始める方への補助や信用保証料の補助など、市内事業者へのサポート体制も充実しています。

本市の魅力

【 市内企業の皆さまへ 】

市ホームページでは、市内企業さま向けの取組や、産業活性化に向けた取組をまとめたページを作成しております。右のQRコードからもご覧いただけますので、ぜひご活用ください。

茨木市 企業支援

検索



メ ニ ュ ー (目 次)

1 商工業振興関連制度

- ①企業立地促進制度（奨励金）…………… 1
- ②先端設備等導入計画の認定…………… 2
- ③産学連携スタートアップ支援事業補助金…………… 3
 - 中小企業経営アドバイザー無料相談…………… 4
 - 事業継続力強化支援計画について…………… 4
 - 公害防止施設整備資金融資利子補助制度…………… 4
 - 小売商業活性化促進融資利子補助制度…………… 4
- ④企業立地マッチング促進事業…………… 5
- ⑤成長産業特区における税制支援…………… 6
 - 地域未来投資促進法に基づく支援措置…………… 6
- ⑥人材育成支援事業補助金…………… 7
- ⑦中小企業振興資金融資制度…………… 8
- ⑧中小企業設備投資応援資金融資制度…………… 9
- ⑨創業支援利子補給制度……………10
 - 新型コロナウイルス感染症関連融資に係る
利子補給制度……………10
- ⑩信用保証料補助制度……………11
- ⑪正規雇用促進奨励金制度……………12
- ⑫障害者雇用奨励金制度……………13
- ⑬合理的配慮の提供支援助成金……………14
- ⑭障害理解促進事業補助金……………15

2 環境管理、緑化関連制度

- ①環境管理制度認証取得事業補助制度……………16
- ②省エネ・省CO₂設備導入補助制度……………17
 - 環境ボランティアを活用する職場内研修……………18
 - 公害関係法令・専用水道等に関する相談……………18
 - エコポイント協賛事業所の募集について……………18
 - エコショップ認定制度……………18
- ③民有地緑化事業補助制度……………19

3 建築物耐震等関連制度

- ① 民間建築物の耐震診断補助制度 ……………20
 - 建築相談会について ……………20

◆ その他のお知らせ

- ①会社のPR活動について……………21
- ②事業者等の提案を募集しています……………21
- ③ふるさと寄附金返礼品の協力事業者募集……………21
- ④ロケーション撮影協力施設募集……………22
- ⑤企業等資料・情報の提供……………22
- ⑥ビジネス書要約サービス「フライヤー」……………22
- ⑦LGBTフレンドリー企業……………22
- ⑧市施設の利用について……………23
- ⑨企業と市民活動のマッチング……………23
- ⑩産業情報サイト「あい・きゃっち」の活用について……………24
- ⑪企業における人権問題研修等に係る支援・
いばらきにじいる相談について……………24
- ⑫統計情報の提供について……………24
- ⑬茨木地区人権推進企業連絡会……………25
- ⑭ブロック塀等撤去事業補助制度……………25
- ⑮障害者雇用をお考えの事業主様へ……………26
- ⑯働きやすい職場づくりに取り組む企業について……………26
- ⑰茨木市勤労者互助会について……………27
- ⑱就労に課題を抱える方への支援……………27
- ⑲合同就職面接会のご案内……………27
- ⑳健康づくり出前講座……………28
- ㉑ゲートキーパー養成講座……………28
- ㉒消費生活センター出前講座……………28
- ㉓市ブランドメッセージ（ロゴ）の
活用について……………28

1 商工業振興関連制度

制度名	企業立地促進制度（奨励金）		
制度概要	市への新たな企業等の立地促進と、市内企業等の新たな建物や設備への投資を支援するため、事業者の皆さまに奨励金を交付する制度です。		
対象事業者	企業、一般社団法人、一般財団法人、独立行政法人、学校法人		
対象不動産等	市内において自己の事業の用に供する次の不動産等 ※令和7年3月に制度改正を行いました。令和8年1月から、下記の変更が適用され、制度名も変更となりますので、申請をお考えの場合、必ずご確認をお願いします。		
		令和7年12月まで	改正（令和8年1月から）
	名称	茨木市企業立地促進奨励金	茨木市地域中核企業立地促進奨励金
	対象者	・企業、社団法人、財団法人、独立行政法人、学校法人。 ただし、令和6年1月以降に新たに立地した、市外本社の物流業の企業は対象外。	・企業、社団法人、財団法人、独立行政法人 で市内に本社機能を有するもの ・学校法人、令和8年1月以前から本市に立地する企業等（本社機能が無くても対象。ただし物流業を除く。）
	対象内容	＜土地＞新規取得の敷地が500㎡以上 ＜建物＞新規、建替え、増築した延べ床面積が500㎡以上 ＜設備＞取得合計額が5,000万円以上	＜土地＞新規取得の敷地が500㎡以上 ＜建物＞新規、建替え、増築した延べ床面積が500㎡以上 ＜設備＞新設、建替え、増築に伴ったもので、取得合計額が3,000万円以上 （既存事業所における設備更新は対象外）
奨励金	対象不動産等に課せられる固定資産税・都市計画税相当額の2分の1の額（令和8年1月より、年度あたり1億円の上限が設けられます。）		
交付期間	対象不動産等に初めて課税される年度から5年間（令和8年1月より、交付期間が3年間に変更となります。）		
手続き等	本制度の対象となるかどうかを 事前に 担当窓口までご相談ください。		
担当窓口 （部課係名）	産業環境部 商工労政課 企業支援係 （本館7階） TEL：072-620-1620		
インターネット検索	茨木市 奨励金 検索		

制度名	中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」の認定
制度概要	中小企業者が策定する生産性を高めるための設備を導入する先端設備等導入計画について、市が策定した導入促進基本計画に合致する場合に認定を行います。認定を受けた場合は、税制支援などの支援措置を受けることができます。
対象事業者	市内の事業所において設備投資を行い、中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する中小企業者（一般社団法人、一般財団法人、医療法人、歯科法人、社会福祉法人、NPO法人、農業協同組合、農事組合法人、森林組合などは除く）
支援措置	・ 認定を受けた中小企業者のうち一定の要件を満たした場合、生産性を高めるための設備投資に係る償却資産の固定資産税が3年度間2分の1に軽減されます(固定資産税の特例は対象となる規模要件が異なります)。また賃上げ表明に関する要件を満たした場合、固定資産税が4または5年度間3分の1に軽減されます。 ・ 設備の取得にあたり民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。
計画認定を受けるための手続きフロー	①先端設備等導入計画を作成 ②認定支援機関（商工会議所等）に計画書の確認を依頼し、確認書を入手 ③市に計画書を提出し、市が認定書を交付 （工業会証明書の提出が不要になりました）
担当窓口 （部課係名）	産業環境部 商工労政課 企業支援係（本館7階） TEL：072-620-1620
インターネット検索	詳細は右のQRコードから 

制度名	産学連携スタートアップ支援事業補助金
制度概要	市内事業者の技術開発力の向上や製品の高付加価値化をはかるため、産学連携による新技術や新製品・新サービスの研究開発等に必要な経費の一部を補助金として交付します。
補助対象事業	具体的な新技術や新製品または新サービスの研究開発、技術革新などに関し、大学等と以下①～④の連携によって当該年度内に完結する事業（交付決定までに既に事業を開始している場合は対象外となります。） ①アイデア、デザイン提案 ②委託試験、調査、分析 ③共同研究 ④技術指導 など ※同一の補助対象事業で年度がまたがる場合は、3 か年を限度とします。
補助対象者	中小企業者（みなし大企業は除く）・中小企業団体・その他市長が特に認める者 ※ただし、市内に事業所または研究所があり、補助金の交付申請を行う日において、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。
上限額	・連携する大学が、市内大学等（※）の場合、上限額は500万円 ・連携する大学が、上記以外の大学の場合、上限額は300万円 ※市内大学等は、以下14大学となります。 追手門学院大、梅花女子大、藍野大・短大、立命館大、大阪大 大阪成蹊大・短大、龍谷大、大阪行岡医療大、大阪保健医療大 奈良女子大、大阪医科薬科大、京都芸術大 ※ただし、同一の補助対象事業で年度がまたがる場合の補助金額の合計額は、3年間で1,000万円まで。
補助対象経費	大学との連携により、必要となる大学に支払う経費や試作品の製作などに伴う原材料費や設計・加工の外部委託費 など
補助率	補助率 2分の1 以内 ※国・大阪府その他公共団体の補助金を受ける場合は対象経費から控除します。
交付申請等	詳しくは 事業開始前 に担当窓口へご相談ください。
募集期間	令和7年度実施事業：募集…終了 令和8年度実施事業：令和8年3月予定 ※募集の際は市ホームページに掲載します。
補助対象事業例	・駅前の商店：商品のデザインや新たなサービスの共同開発 ・中小製造業：生産技術の高度化に係る共同研究 ・ベンチャー企業：市場調査を大学へ依頼 など
担当窓口 （部課係名）	産業環境部 商工労政課 企業支援係 （本館7階） TEL：072-620-1620
インターネット検索	

「中小企業経営アドバイザー無料相談」について

事業所の経営革新や新事業進出、創業者やベンチャー企業などを支援するため、中小企業経営アドバイザー（中小企業診断士）を配置して、無料の相談窓口を設けています。

ご希望がありましたら、事業所への訪問もさせていただきます。

【相談日】

主に毎週月・火・金曜日午前 10 時から午後 5 時まで（予約優先）

※相談日は変更する場合がありますので、事前にお問い合わせください。

【担当窓口（部課係名）】

産業環境部 商工労政課 商工振興係（本館 7 階）

TEL：072-620-1620



「事業継続力強化支援計画」について

大規模な自然災害、感染症などにより、事業活動の継続に支障をきたす事態が生じています。

こうした課題へ対応するため、商工会議所とともに小規模事業者の事業継続力強化に向けた取組を支援する「事業継続力強化支援計画」を作成し、大阪府の認定を受けました。小規模事業者に対して、災害リスクや事前対策の必要性等を情報発信し、普及啓発や取組意欲の喚起を図ります。

【担当窓口（部課係名）】

産業環境部 商工労政課 企業支援係（本館 7 階）

TEL：072-620-1620

「公害防止施設整備資金融資利子補助制度」について

市が認定する公害防止施設の設置、もしくは改善のための借入資金（中小企業振興資金融資）の支払利子に対して一定の基準により補助をしています。

「小売商業活性化促進資金融資利子補助制度」について

中小企業振興資金の設備資金の融資を利用し、かつ、大型店の影響を受けると認められる方に一定の基準により利子補給をしています。

詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口（部課係名）】

産業環境部 商工労政課 総務係（本館 7 階）

TEL：072-620-1620

制度名	企業立地マッチング促進事業
制度概要	市内で事業用地をお探しの方に、大阪府宅地建物取引業協会北大阪支部（以下、宅建協会）と全日本不動産協会大阪府本部北大阪支部（以下、不動産協会）の協力を得て、北大阪地区の不動産会社から収集した土地建物情報をご提供する制度です。
対象者	市内での事業拡張、移転のために、市内の土地建物情報の提供を希望する企業の方（※市外企業の方もご利用いただけます。）
対象不動産等	工場、研究所、物流センター等の事業活動の用に供する土地や施設 ※賃借も対象となります。
手続きフロー	①市内の土地建物情報の提供を希望する企業が市に申請書を提出 ②市から各協会（宅建協会、不動産協会）に対して土地建物情報の提供を依頼（企業名は匿名） ③各協会から北大阪地区の不動産会社（約 1,300 社）に対して土地建物情報を照会 ④各協会が収集した土地建物情報を市に報告 ⑤市から立地希望企業に土地建物情報を提供 ⑥立地希望企業が土地建物情報の内容を検討し、購入や賃借を検討する場合は、直接不動産会社に連絡 ⑦立地希望企業が交渉の経過を市に報告
手続き等	申請書(A 4 用紙 1 枚)に必要事項を記入して提出いただきます。まずは下記担当窓口までご連絡ください。 ※申請書は下記HPからダウンロードできます。
その他	・本市以外の土地建物情報の収集には利用できません。 ・不動産会社との交渉、契約には本市、各協会は責任を負いません。 ・法令及び本市の条例、規則、要綱等の条件は当事者同士で確認をお願いします。
担当窓口 （部課係名）	産業環境部 商工労政課 企業支援係 （本館 7 階） TEL：072-620-1620
インターネット検索	

制度名	成長産業特区※における税制支援
制度概要	特区地域に進出し、事業計画の認定を受けた事業者に対し、対象となる市税の軽減措置を行います。
対象区域	彩都西部地区、東芝大阪工場跡地、大阪大学吹田キャンパス（うち茨木市域）
対象税目	法人市民税、固定資産税、都市計画税
対象事業	「ライフサイエンス分野」「新エネルギー分野」関係事業、または両分野を支援する事業で、大阪府の事業計画の認定を受けた事業
軽減内容	特区に新たに進出する場合、5年間ゼロ＋5年間2分の1（最大の場合） （市内からの移転等の場合、従業者数の増加割合等により軽減内容が異なります。）
事業計画の認定方法・期間	方法：事業者が作成する「成長産業事業計画」について市長が認定します。 （事業計画については、令和8年3月31日までに大阪府知事から認定を受ける必要があります。） 期間：平成28年4月1日～令和8年3月31日
軽減措置を受けるための手続き	事業計画の認定を受けた事業者が、毎年度、認定成長産業事業実績報告書及び認定成長産業事業用固定資産状況報告書を市長に提出し、報告内容に基づき市長が決定した割合に応じて市税を軽減します。 ※各項目についての詳細は、下記担当窓口までお問い合わせください。
担当窓口（部課係名）	産業環境部 商工労政課 企業支援係（本館7階） TEL：072-620-1620
インターネット検索	茨木市 成長特区 検索

※成長産業特区……大阪府の成長産業特別集積区域のうち、上記「対象区域」になります。

地域未来投資促進法に基づく支援措置について

大阪府とともに地域未来投資促進法に基づく基本計画を作成し、国の同意を得ました。

産業集積を生かして高い付加価値を創出するなど、地域経済を牽引する事業を行う事業者は、基本計画に基づく地域経済牽引事業計画を作成し、大阪府知事の承認を受けると、設備投資に対する減税措置などの支援措置を受けることができます。

地域経済牽引事業として求められる事業内容は、「地域の特性の活用」「高い付加価値の創出」「地域の事業者に対する相当の経済的効果」を満たす事業としています。

詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

【担当窓口（部課係名）】

産業環境部 商工労政課 企業支援係（本館7階）

制度名	人材育成支援事業補助金
制度概要	中小企業の経営管理や専門技術などの能力開発を図るために、中小企業の役員及び従業員が受講する研修の受講料の一部を補助する制度です。
支給対象	中小企業基本法に定める市内中小企業者（個人事業主は対象外）
補助内容	※令和 7 年 4 月に改正を行い、対象事業が拡大されました。 次の 3 事業に要する経費 ①研修の受講 役員又は従業員が外部で受講する、下記の内容の研修の受講料 （研修内容）経営、企画、財務、販売促進、生産管理、技術力向上、組織力向上 ②自社で企画・実施する研修に要する費用のうち、下記に該当するもの （対象経費）講師謝礼、会場・機材借上料、教材費 ※新人研修は対象外となります。 ③副業人材等の活用 副業人材の活用にかかる経費のうち、次に該当するもの（国の地方創生施策を活用し、人材紹介事業者が紹介したものに限る） ・人材紹介事業者への手数料等 ・副業人材等への業務委託費 ※国のプロフェッショナル人材事業や、大阪府のプロ人材などがあります。 詳しくは各機関のホームページをご覧ください。
補助金額等	【補助金額】対象経費の 2 分の 1 以内（消費税等は対象となりません。） 【補助限度額】1 企業あたり 10 万円
手続き等	補助対象となる事業の完了から 3 か月以内に、必要書類を揃えて担当窓口にご申請ください。詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。
担当窓口 （部課係名）	産業環境部 商工労政課 企業支援係（本館 7 階） TEL：072-620-1620
インターネット検索	

制度名	中小企業振興資金融資制度
制度概要	市内で事業を営む小規模企業者（個人事業主含む）の皆さまが、金融機関から事業に必要な資金を低金利で借入れできる融資制度です。 大阪信用保証協会の審査がある保証付融資です。
申込人の資格	【営業経歴】 市内で、同一事業を6か月以上引き続き営んでいる方 【対象業種】 製造業、不動産業、運送業、通運業、倉庫業、印刷業、出版業、飲食店業、保険媒介代理業、サービス業（サービス業のうち、融資対象外の業種あり）、郵便業、電気通信業、電気・ガス・熱供給・水道業、鉱業、土石採取業、木材伐出業、建設業、物品販売業 ※融資対象についての詳細は、商工労政課までお問い合わせください。 ※風俗営業または風俗関係営業に該当するものを除きます。 【事業規模】 常時使用する従業員が20人以下の会社、商業・サービス業（娯楽業・宿泊業を除く）は5人以下の会社等 【条 件】 市税の滞納がないこと
融資限度額	1事業者について 1,250万円（原則無担保）
資金使途	茨木市内の事業所への運転資金及び設備資金 ※転貸資金や債務返済のための借入金などは認められません。
融資条件	【融 資 利 率】 融資期間5年以内：年0.9%（令和7年4月1日時点） 融資期間5年超10年以内：年1.0%（令和7年4月1日時点） ※融資利率は金融情勢によって変わることがあります。 【融 資 期 間】 10年以内 【返 済 方 法】 毎月元金均等分割返済 （据置期間12か月以内） 【連帯保証人】 個人の場合：原則として不要 法人の場合：原則として法人代表者のみ必要 ※事業承継予定者、同一事業に従事している配偶者、営業許可名義人の方等は、個々の実情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。
手続き等	融資の申込みには印鑑証明書や納税証明書などの書類が必要です。 融資の申込み手続きは、必ずご自身でお申込みください。常時、取扱金融機関で受け付けをしています。
担当窓口	産業環境部 商工労政課 総務係（本館7階） TEL：072-620-1620
参考	・一定要件のもと制度融資を利用している方に「信用保証料」の補助を実施しています。詳しくは1-⑫「信用保証料補助制度」をご覧ください。 ・取扱金融機関は、下記HPを参照してください。
インターネット検索	茨木市 融資 検索

制度名	中小企業設備投資応援資金融資制度
制度概要	市内で事業を営む中小企業の皆さまが、金融機関から設備投資に必要な資金を低金利で借入れできる融資制度です。 大阪信用保証協会の審査がある保証付融資です。
申込人の資格	【営業経歴】 <一般型> 市内において、引き続き6か月以上事業を営んでいる方。経営基盤の強化に必要な設備を導入し、かつ金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方。 <DX・カーボンニュートラル型> 一般型の資格に加えて、DX・カーボンニュートラルに関する資金として申込をされる方。 <計画認定型> 一般型の資格に加えて、中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に係る新事業活動を営む方及び認定先端設備等導入計画に基づき設備導入を行う方、中小企業強靱化法に規定する認定事業継続力強化計画及び認定連携事業継続力強化計画に基づき事業を行う方、経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律第31条の認定を受けた方。 ※<一般型>と比べて、信用保証料が優遇されます。 【対象業種】 製造業、不動産業、運送業、通運業、倉庫業、印刷業、出版業、飲食店業、保険媒介代理業、サービス業（サービス業のうち、融資対象とならない業種あり）、郵便業、電気通信業、電気・ガス・熱供給・水道業、鉱業、土石採取業、木材伐出業、建設業、物品販売業 ※融資対象についての詳細は、商工労政課までお問い合わせください。 ※風俗営業または風俗関係営業に該当するものを除きます。 【事業規模】 資本または出資の総額が3億円（卸売業1億円、小売業・サービス業5,000万円）以下の会社、常時使用する従業員数が300人（卸売業・サービス業は100人、小売業は50人）以下の会社等
融資限度額	1事業者について 3,000万円（原則無担保）
資金使途	茨木市内の事業所への設備資金及び設備資金に付随する運転資金（設備資金の2分の1以内） ※転貸資金や債務返済のための借入金などは認められません。
融資条件	【融 資 利 率】 年1.0%以下の金融機関所定（令和7年4月1日時点） 【融 資 期 間】 10年以内 【返 済 方 法】 毎月元金均等分割返済（据置期間12か月以内） 【連帯保証人】 個人の場合：原則として不要 法人の場合：原則として法人代表者のみ必要 ※事業承継予定者、同一事業に従事している配偶者、営業許可名義人の方等は、個々の実情に応じて連帯保証人になっていただく場合あり。
手続き等	融資の申込みには、印鑑証明書や納税証明書などの書類が必要です。融資の申込み手続きは、必ず ご自身 でお申込みください。 常時、取扱 金融機関 で受け付けをしています。
担当窓口 （部課係名）	産業環境部 商工労政課 総務係 （本館7階） TEL：072-620-1620
参考	・一定要件のもと制度融資を利用している方に「信用保証料」の補助を実施しています。詳しくは1-⑫「信用保証料補助制度」をご覧ください。 ・取扱金融機関は、下記HPを参照してください。
インターネット検索	茨木市 応援資金 検索

制度名	創業支援利子補給制度
制度概要	市内での創業を促進するため、創業融資に係る利子補給制度を実施しています。特定創業支援等事業（※）を受け、市の証明書の交付を受けた創業者が、補給の対象となる融資を利用した場合、支払済の利子に対し補給を行います。
対象者	①特定創業支援等事業に係る市の証明を受けた方 ②上記①の証明の交付を受けた後、令和8年3月31日までに利子補給対象融資の実行を受けた方 ③創業して5年を経過するまでに利子補給対象融資の実行を受けた方 ④借入金を市内の事業所の運転資金又は設備資金に充てる方 ⑤申請時点で市内に事業所を有し、かつ市内で事業継続の意思がある方 ⑥市税を滞納していない方
利子補給対象融資	①大阪府の開業・スタートアップ応援資金（600万円超） ②日本政策金融公庫の各融資制度 ③北おおさか信用金庫独自の融資制度（プロパー融資） （令和8年3月31日までに実行されたもの）
交付対象期間	証明書の発行日以降、最初の補給対象融資の実行日から3年
利子補給金額	支払った利子のうち1%相当分（各年度上限10万円）
申請手続	毎年1月～12月の返済実績に基づき、翌年1月に申請
担当窓口 （部課係名）	産業環境部 商工労政課 総務係 （本館7階） TEL：072-620-1620
インターネット検索	茨木市 利子補給 検索

コロナ 関連

新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給制度

市内小規模企業者が、3年間の国の利子補給等の適用を受けた対象融資を利用した場合、市が独自に引き続き、2年間の支払い済みの利子に対し補助を行います。

【対象者】

次の全てに該当する、市内に事業所をおき、事業を営む小規模企業者

- ①利子補給対象融資の実行を受けた方
- ②国の利子補給等を受けた方 ③市税を滞納していない方

【利子補給対象融資】

- ①大阪府制度融資の新型コロナウイルス感染症対応資金（保証料等補助型）
- ②日本政策金融公庫の融資制度（詳しくは市HPをご確認ください）
- ③商工組合中央金庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付

【補助金額】

支払った利子の額（限度額は1事業者あたり各年度10万円、総額20万円）

【交付対象期間】

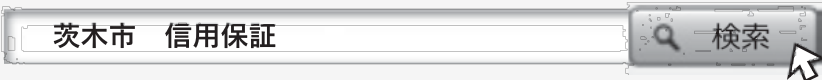
国の利子補給等終了から2年

【申請受付】

毎年1月に受付 ※前年の返済実績に基づき、翌年1月に申請受付

【担当窓口（部課係名）】

産業環境部 商工労政課 総務係（本館7階） TEL：072-620-1620

制度名	信用保証料補助制度
制度概要	融資金額 600 万円以下の制度融資利用者に、信用保証料の補助を実施しています。
対象者等	【対象者】 市内で事業を営んでいる方 【補助対象融資制度】 次の融資制度を利用し、融資金額が 600 万円以下の方 ①茨木市中小企業振興資金 ②茨木市中小企業設備投資応援資金 ③大阪府の経営安定サポート資金 ④大阪府の小規模企業サポート資金 （小規模資金・地域支援ネットワーク型） ⑤大阪府の開業・スタートアップ応援資金 （開業資金・地域支援ネットワーク型） ⑥大阪府の経営改善サポート資金 ※ただし、茨木市以外にある店舗等に係る融資でないこと。
補助金額	支払った保証料の額（ただし、保証料率 1 % までを上限とする。）
手続き等	貸付日から 3 か月以内に、次の書類、印鑑（法人は実印）をすべてご持参のうえ、補助申請手続きを行ってください。 ①信用保証委託申込書（写） ②金融機関から交付される「信用保証決定のお知らせ」（写） ③金融機関返済予定表（写） ④市税の完納証明書（既に納期の経過した市税に未納がある場合は対象となりません。） ※事前にご準備していただく必要はありません。 ⑤振込み先の確認できるもの（通帳等） ⑥印鑑（法人の場合は実印） ※①～③の書類はお返ししていませんので、必ず写しをご提出ください。
担当窓口 （部課係名）	産業環境部 商工労政課 総務係 （本館 7 階） TEL：072-620-1620
インターネット検索	

制度名		正規雇用促進奨励金制度													
制度概要		失業中の市民等を正規労働者として雇用した事業主及び非正規労働者として働く市民等を正規労働者に転換した事業主の方に、奨励金を交付する制度です。													
対象となる事業主		次の いずれにも該当 する事業主 ①中小企業事業主若しくは同規模の一般社団法人、公益社団法人、社会福祉法人、医療法人等であって、かつ、中小企業事業主と同規模の事業主であること ②雇用保険適用事業所の事業主であること ③対象となる労働者の雇入れ、又は転換の日から6か月間、労働者を引き続き雇用継続し、その期間の給与を支払った事業主であること ④対象となる労働者を雇入れ、又は転換の前後6か月、事業主の都合により労働者を解雇していないこと ⑤市税の滞納がないこと ⑥労働者災害補償保険、厚生年金、健康保険の加入が適用される場合は、当該保険に加入していること ⑦労働基準法等の関係法令を遵守するとともに、法令に適合した就業規則等を整備している事業所であること ⑧奨励金の受給終了後も相当期間、正規雇用することが確実であること													
対象となる方		次の①～⑤のいずれかに該当する方（雇用先の事業主の二親等以内の親族を除く） <table><tr><td rowspan="2">市民又は正規労働者になった日から3か月以内に茨木市に転入した方で、申請日においても市民である</td><td>3か月以上失業期間があり、正規労働者として市内事業所で雇用された</td><td>①前職を、事業主の都合により離職した方（本人の責に帰すべき事由及び定年による離職者は除く） ②正規労働者として雇用した日から定年年齢に達する日までの期間が5年以上である ③65歳未満である</td></tr><tr><td>同一事業所で雇用又は派遣され、転換により、雇用期間以外の労働条件の待遇が改善した</td><td>④正規労働者への転換の日から定年年齢に達する日までの期間が5年以上である（定年制ありの場合） ⑤転換の日において65歳未満であり、雇用期間以外の労働条件の待遇が改善した（定年制なしの場合）</td></tr></table>		市民又は正規労働者になった日から3か月以内に茨木市に転入した方で、申請日においても市民である	3か月以上失業期間があり、正規労働者として市内事業所で雇用された	①前職を、事業主の都合により離職した方（本人の責に帰すべき事由及び定年による離職者は除く） ②正規労働者として雇用した日から定年年齢に達する日までの期間が5年以上である ③65歳未満である	同一事業所で雇用又は派遣され、転換により、雇用期間以外の労働条件の待遇が改善した	④正規労働者への転換の日から定年年齢に達する日までの期間が5年以上である（定年制ありの場合） ⑤転換の日において65歳未満であり、雇用期間以外の労働条件の待遇が改善した（定年制なしの場合）							
市民又は正規労働者になった日から3か月以内に茨木市に転入した方で、申請日においても市民である	3か月以上失業期間があり、正規労働者として市内事業所で雇用された	①前職を、事業主の都合により離職した方（本人の責に帰すべき事由及び定年による離職者は除く） ②正規労働者として雇用した日から定年年齢に達する日までの期間が5年以上である ③65歳未満である													
	同一事業所で雇用又は派遣され、転換により、雇用期間以外の労働条件の待遇が改善した	④正規労働者への転換の日から定年年齢に達する日までの期間が5年以上である（定年制ありの場合） ⑤転換の日において65歳未満であり、雇用期間以外の労働条件の待遇が改善した（定年制なしの場合）													
奨励金の額・交付人数		<table><tr><th>交付対象事業主</th><th>正規労働者1人あたりの交付金額</th><th>1年度における交付人数</th></tr><tr><td rowspan="3">中小企業事業主又は一般社団法人等</td><td>30万円</td><td rowspan="6">2人まで</td></tr><tr><td>20万円 (非正規労働者を正規労働者に転換した場合)</td></tr><tr><td>10万円 (1週間の所定労働時間が同事業主に雇用される一般的な正規労働者と比較して短時間の場合)</td></tr><tr><td rowspan="3">働きやすい職場づくり推進事業所認定事業所</td><td>40万円</td></tr><tr><td>30万円 (非正規労働者を正規労働者に転換した場合)</td></tr><tr><td>20万円 (1週間の所定労働時間が同事業主に雇用される一般的な正規労働者と比較して短時間の場合)</td></tr></table>		交付対象事業主	正規労働者1人あたりの交付金額	1年度における交付人数	中小企業事業主又は一般社団法人等	30万円	2人まで	20万円 (非正規労働者を正規労働者に転換した場合)	10万円 (1週間の所定労働時間が同事業主に雇用される一般的な正規労働者と比較して短時間の場合)	働きやすい職場づくり推進事業所認定事業所	40万円	30万円 (非正規労働者を正規労働者に転換した場合)	20万円 (1週間の所定労働時間が同事業主に雇用される一般的な正規労働者と比較して短時間の場合)
交付対象事業主	正規労働者1人あたりの交付金額	1年度における交付人数													
中小企業事業主又は一般社団法人等	30万円	2人まで													
	20万円 (非正規労働者を正規労働者に転換した場合)														
	10万円 (1週間の所定労働時間が同事業主に雇用される一般的な正規労働者と比較して短時間の場合)														
働きやすい職場づくり推進事業所認定事業所	40万円														
	30万円 (非正規労働者を正規労働者に転換した場合)														
	20万円 (1週間の所定労働時間が同事業主に雇用される一般的な正規労働者と比較して短時間の場合)														
交付申請等		正規労働者として雇用した日または正規労働者への転換の日から6か月経過後の3か月以内。ただし、6か月分の給与支払い後※詳しくは担当窓口へお問い合わせください。													
担当窓口（部課係名）		産業環境部 商工労政課 労働福祉係（本館7階）TEL：072-620-1620													
インターネット検索		茨木市 正規雇用 検索													

制度名	障害者雇用奨励金制度														
制度概要	障害者を雇用する事業主の方に、奨励金を支給する制度です。														
支給対象	市内に住所を有する知的障害者、精神障害者、重度身体障害者を雇用保険の一般被保険者として雇用しており、特定求職者雇用開発助成金を受給した従業員数が 300 人以下の事業主の方 ただし、令和 6 年 4 月 1 日以降に支給対象期（第 1 期）の初日が到来する申請については、市外に事業所を置く特例子会社等は除きます。														
支給対象期間及び支給額	<table><thead><tr><th>対象労働者</th><th>支給額</th><th>支給対象期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>重度身体障害者 重度知的障害者</td><td>9 0 万円 〔 第 1 期：3 0 万円 第 2 期：3 0 万円 第 3 期：3 0 万円 〕</td><td>1 年 6 か月</td></tr><tr><td>上記の短時間労働者 (1 週間の就労時間が 20 時間以上 30 時間未満) の場合</td><td>4 2 万円 〔 第 1 期：2 1 万円 第 2 期：2 1 万円 〕</td><td>1 年</td></tr><tr><td>精神障害者 重度以外の知的障害者</td><td>4 2 万円 〔 第 1 期：2 1 万円 第 2 期：2 1 万円 〕</td><td>1 年</td></tr></tbody></table> ※「支給対象期」とは、支給対象期間を 6 か月ごとに区分した期間をいい、支給対象期（第 1 ～ 3 期）ごとに支給します。 支給対象期間は、特定求職者雇用開発助成金の支給が終了した月の翌月から起算します。			対象労働者	支給額	支給対象期間	重度身体障害者 重度知的障害者	9 0 万円 〔 第 1 期：3 0 万円 第 2 期：3 0 万円 第 3 期：3 0 万円 〕	1 年 6 か月	上記の短時間労働者 (1 週間の就労時間が 20 時間以上 30 時間未満) の場合	4 2 万円 〔 第 1 期：2 1 万円 第 2 期：2 1 万円 〕	1 年	精神障害者 重度以外の知的障害者	4 2 万円 〔 第 1 期：2 1 万円 第 2 期：2 1 万円 〕	1 年
対象労働者	支給額	支給対象期間													
重度身体障害者 重度知的障害者	9 0 万円 〔 第 1 期：3 0 万円 第 2 期：3 0 万円 第 3 期：3 0 万円 〕	1 年 6 か月													
上記の短時間労働者 (1 週間の就労時間が 20 時間以上 30 時間未満) の場合	4 2 万円 〔 第 1 期：2 1 万円 第 2 期：2 1 万円 〕	1 年													
精神障害者 重度以外の知的障害者	4 2 万円 〔 第 1 期：2 1 万円 第 2 期：2 1 万円 〕	1 年													
交付申請等	各支給対象期が終了した月の翌月から 3 か月以内 ※詳しくは担当窓口へお問い合わせください。														
担当窓口 (部課係名)	産業環境部 商工労政課 労働福祉係 (本館 7 階) TEL：072-620-1620														
インターネット検索	茨木市 障害者雇用 検索														

制度名	合理的配慮の提供支援助成金														
制度概要	平成 30 年 4 月 1 日施行の「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」により、事業者の障害のある人に対する合理的配慮の提供を義務化しており、事業者による合理的配慮の提供のための物品購入等に対し助成金を支給します。														
助成対象事業者	下の いずれにも該当 する事業者 ①市内において、飲食、物販、医療その他の障害者を含む不特定多数のもの の利用が見込まれる事業を行うもの （中小企業者、小規模企業者、NPO法人） ②国、地方公共団体、独立行政法人等の公的法人が出資していないもの ③政治又は宗教的活動を目的としていないもの ④暴力団等でないもの														
助成対象経費	下に掲げる経費のうち、国、都道府県、その他各種団体が実施する補助事業により補助の対象となっている経費以外の経費 <table><tr><th>対象経費</th><th>概要</th><th>助成限度額</th></tr><tr><td>コミュニケーションツール作成費</td><td>合理的配慮の提供を行うためのコミュニケーションツールの作成に係る経費 例：点字メニュー等の作成</td><td>5 万円</td></tr><tr><td>物品購入費</td><td>合理的配慮の提供を行うための物品（コミュニケーションツールを除く）の購入に係る経費 例：折りたたみ式スロープ、筆談ボード等</td><td>1 0 万円</td></tr><tr><td>工事施工費</td><td>合理的配慮の提供を行うための工事の施工に係る経費 例：スロープや手すりなどの工事等</td><td>2 0 万円</td></tr></table>			対象経費	概要	助成限度額	コミュニケーションツール作成費	合理的配慮の提供を行うためのコミュニケーションツールの作成に係る経費 例：点字メニュー等の作成	5 万円	物品購入費	合理的配慮の提供を行うための物品（コミュニケーションツールを除く）の購入に係る経費 例：折りたたみ式スロープ、筆談ボード等	1 0 万円	工事施工費	合理的配慮の提供を行うための工事の施工に係る経費 例：スロープや手すりなどの工事等	2 0 万円
対象経費	概要	助成限度額													
コミュニケーションツール作成費	合理的配慮の提供を行うためのコミュニケーションツールの作成に係る経費 例：点字メニュー等の作成	5 万円													
物品購入費	合理的配慮の提供を行うための物品（コミュニケーションツールを除く）の購入に係る経費 例：折りたたみ式スロープ、筆談ボード等	1 0 万円													
工事施工費	合理的配慮の提供を行うための工事の施工に係る経費 例：スロープや手すりなどの工事等	2 0 万円													
助成金額	助成対象経費の全額（助成限度額あり）														
手続き等	購入・改修前に申請が必要です。（申請期日：令和 8 年 2 月末日まで） ※詳細は、担当窓口へお問い合わせください。														
担当窓口 （部課係名）	福祉部 障害福祉課 計画推進係（南館 2 階⑰番窓口） TEL：072-620-1636														
インターネット検索	茨木市 合理的配慮 検索														

制度名	障害理解促進事業補助金
制度概要	平成 30 年 4 月 1 日施行の「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に定める「共に生きるまち茨木」を実現するため、団体が市内で実施する障害者福祉の啓発、障害者との交流を深める行事及び障害理解促進に関する研修会を行うための費用を補助します。
補助対象者	下のいずれにも該当する団体 ①主たる活動拠点を市内に有し、構成員の数が 10 人以上の団体又は事業者 ②政治又は宗教的活動を目的としていないもの ③暴力団等でないもの ④定款、規則、会則等による運営がなされているもの ⑤障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条に規定する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設、同法第 51 条の 14 に規定する指定一般相談支援事業者、同法第 51 条の 17 に規定する指定特定相談支援事業者並びにこれらと同等であると市長が認める事業者等でないもの
補助対象事業	下のいずれかに該当し、かつ、国、都道府県、その他各種団体から補助金等の交付を受けていない事業であること (1) 市内に在住し、在勤又は在学している者を主な対象として市内で実施する次に掲げる事業 ア 障害者福祉の啓発 イ 障害者との交流を深める行事 (2) 障害理解の促進に関する研修会の開催
補助対象経費	人件費、報償金、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、委託料、使用料、その他市長が認めるもの
補助金額	次のうちいずれか少ない額 (1) 5 万円 (2) 補助対象経費の合計額に 5 分の 4 を乗じた額
手続き等	事業実施前に申請が必要です。 ※詳細は、担当窓口へお問い合わせください。
担当窓口 (部課係名)	福祉部 障害福祉課 計画推進係（南館 2 階⑰番窓口） TEL：072-620-1636
インターネット検索	茨木市 障害理解 検索

2 環境管理、緑化関連制度

制度名	環境管理制度認証取得事業補助制度
制度概要	市内の中小規模の事業者の皆さまを対象に、新たに環境管理制度（環境マネジメントシステム）を認証取得された場合、それに要した経費の一部を補助する制度です。
補助対象	【補助対象環境管理制度】 ISO14001、K E S、エコアクション 21、エコステージ ※自己宣言は対象外 【補助対象事業者】 ・市内に事業所を有し、中小企業基本法第2条に定める中小企業者等で、過去に本制度による補助金交付を受けていない事業者 ・申請者と審査登録機関及びコンサルタント（コンサルタントと契約がある場合のみ）の契約期間の開始日が環境管理制度の認証を取得した日から2年以内であり、かつ審査登録機関による認証を申請日の前年度の4月1日から申請日まで新たに取得する必要があります。 ※大企業者が当該中小企業者の発行済株式又は出資金の2分の1以上を単独に所有し、又は出資している場合を除く。 ※国、地方公共団体、公団及び独立行政法人等の公的法人が出資している法人は除く。
補助金額	【ISO14001】 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額 （千円未満の端数は切り捨て、上限50万円） 【K E S、エコアクション 21、エコステージ】 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額 （千円未満の端数は切り捨て、上限20万円）
補助対象経費	①審査登録機関に支払った審査登録手数料 ②環境管理制度の認証を取得するためにコンサルタントに支払った経費 ③環境管理制度の認証を取得するための従業員教育のために支払った受講料又は講師謝礼金 ④認証取得に関係する図書購入費等 ※市外に立地する事業所と同時に認証取得しようとする場合の補助対象経費は、従業員数で按分
応募方法等	【募集期間】 申請年度の3月2日まで ※先着順、予算の範囲内 【応募方法】 募集期間内に申請書類及び添付書類（HP掲載）を直接、窓口を持参
担当窓口 （部課係名）	産業環境部 環境政策課 政策係 （本館8階） TEL：072-620-1644
インターネット検索	茨木市 環境管理 検索